

放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会【第9回】

（「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」 第5回専門研修ワーキングチーム（放課後児童クラブ））

〔 平成27年3月24日（火）10:00～12:00
経済産業省別館108号会議室（1階） 〕

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- （1）都道府県認定資格研修ガイドラインについて
- （2）子育て支援員専門研修（放課後児童コース）について
- （3）職員の質の向上のための研修方法等について
- （4）その他

3. 閉 会

<配付資料>

- 資料1-1 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要
- 資料1-2 放課後児童クラブ運営指針（案）
- 資料2-1 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）
の概要
- 資料2-2 放課後児童支援員等研修事業実施要綱（案）
- 資料3-1 子育て支援員専門研修（放課後児童コース）のカリキュラム（案）
- 資料3-2 子育て支援員研修事業実施要綱（案）
- 資料4 これまでの検討会（第6回～第8回：研修体系関係）における委員
の主な意見
- 資料5 放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理（案）

- (参考資料1) 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算(案)の概要
- (参考資料2) 「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン(案)」
に係るQ&A
- (参考資料3) 子育て支援員研修事業FAQ
- (参考資料4) 放課後児童健全育成事業等実施要綱(案)
- (参考資料5) 放課後児童健全育成事業の届出について
- (参考資料6) 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)
- (参考資料7) 放課後等デイサービスガイドライン(案)

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）の概要

資料 2-1

平成27年3月23日 現在

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(案)(平成27年※月※日雇児発※※※※※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可） 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。

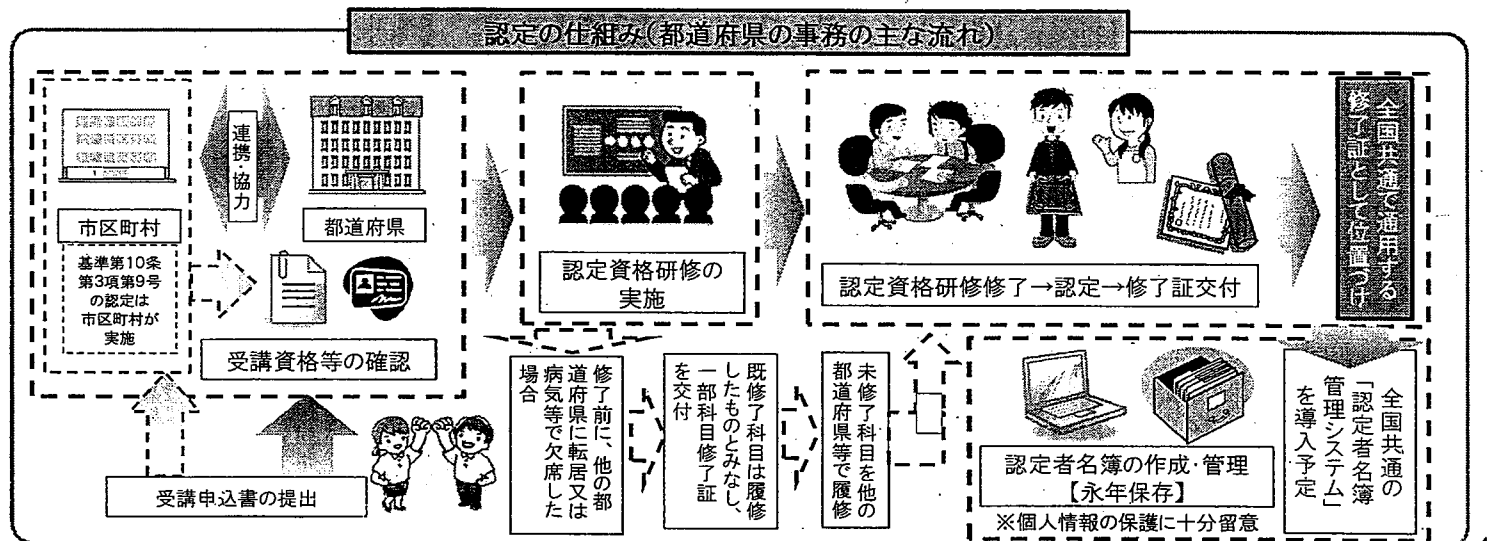
事項	主 な 内 容
科目の一部免除 (続き)	<ol style="list-style-type: none"> ① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目) ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目) ③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【免除の考え方】</p> <p>○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。</p> </div>
既修了科目の取扱い	受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。
修了評価	<p>研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。</p> <p>受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。</p>

事項	主 な 内 容
実施手続	
受講の申込み及び受講資格の確認	都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携及び協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。
受講者本人の確認	都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」「賞状形式及び携帯用形式」を都道府県知事名で交付(委託は不可)。
認定等事務	
認定者名簿の作成	都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」を作成。
認定者名簿の管理	都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。
修了証の再交付等	都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

事項	主 な 内 容
研修会参加費用	研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担。
費用	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、平成27年度予算成立後、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」として都道府県にお示しする予定としている。



実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	ガイダンス			
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30~14:40)				
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10~16:20)				
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00~10:30	ガイダンス					
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00~13:00)						
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30~13:00	ガイダンス					
13:00~14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30~9:00	ガイダンス							
9:00~10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30~10:40)								
10:40~12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

放課後児童支援員の都道府県認定資格研修にかかる年間研修開催回数等について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。)において、都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までの経過措置が規定されているため、現在の放課後児童指導員に、経過措置期間である5年間で認定資格研修を受講いただくこととし、1回の研修定員を100名とした場合の都道府県別の年間研修開催回数等を推計した。

都道府県名	放課後児童指導員数(※) (単位:人)	年間研修開催回数 (単位:回)	年間研修開催日数(単位:日)			【参考】 年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位:回)	都道府県名	放課後児童指導員数(※) (単位:人)	年間研修開催回数 (単位:回)	年間研修開催日数(単位:日)			【参考】 年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位:回)
			1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合					1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合	
北海道	2,799	6	24	36	48	4	滋賀県	1,380	3	12	18	24	3
青森県	852	2	8	12	16	2	京都府	1,434	3	12	18	24	3
岩手県	1,234	3	12	18	24	3	大阪府	4,753	10	40	60	80	5
宮城県	1,910	4	16	24	32	3	兵庫県	3,792	8	32	48	64	4
秋田県	770	2	8	12	16	2	奈良県	1,068	3	12	18	24	2
山形県	1,051	3	12	18	24	3	和歌山県	706	2	8	12	16	2
福島県	1,428	3	12	18	24	3	鳥取県	664	2	8	12	16	2
茨城県	3,260	7	28	42	56	7	島根県	1,154	3	12	18	24	3
栃木県	1,984	4	16	24	32	4	岡山県	2,139	5	20	30	40	3
群馬県	1,916	4	16	24	32	3	広島県	1,518	4	16	24	32	2
埼玉県	5,557	12	48	72	96	9	山口県	1,361	3	12	18	24	3
千葉県	4,589	10	40	60	80	7	徳島県	693	2	8	12	16	2
東京都	8,215	17	68	102	136	17	香川県	747	2	8	12	16	1
神奈川県	4,384	9	36	54	72	4	愛媛県	1,237	3	12	18	24	2
新潟県	2,064	5	20	30	40	3	高知県	574	2	8	12	16	1
富山県	1,390	3	12	18	24	2	福岡県	3,942	8	32	48	64	5
石川県	1,063	3	12	18	24	2	佐賀県	901	2	8	12	16	2
福井県	956	2	8	12	16	2	長崎県	1,438	3	12	18	24	2
山梨県	611	2	8	12	16	2	熊本県	1,599	4	16	24	32	3
長野県	1,430	3	12	18	24	3	大分県	1,309	3	12	18	24	2
岐阜県	1,419	3	12	18	24	3	宮崎県	680	2	8	12	16	1
静岡県	2,618	6	24	36	48	4	鹿児島県	1,489	3	12	18	24	2
愛知県	5,082	11	44	66	88	7	沖縄県	1,320	3	12	18	24	3
三重県	1,813	4	16	24	32	4	合計	94,293	211	844	1,266	1,688	161

※ 放課後児童指導員数(H26.5.1現在)には「資格なし」の者も含まれているが、基準省令第10条第3項第3号の要件で認定資格研修受講の資格を得ると仮定して含めている。

認定者名簿管理システム（案）の概要

目的:

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の修了証等の作成及び認定者名簿の作成、管理等を行う。

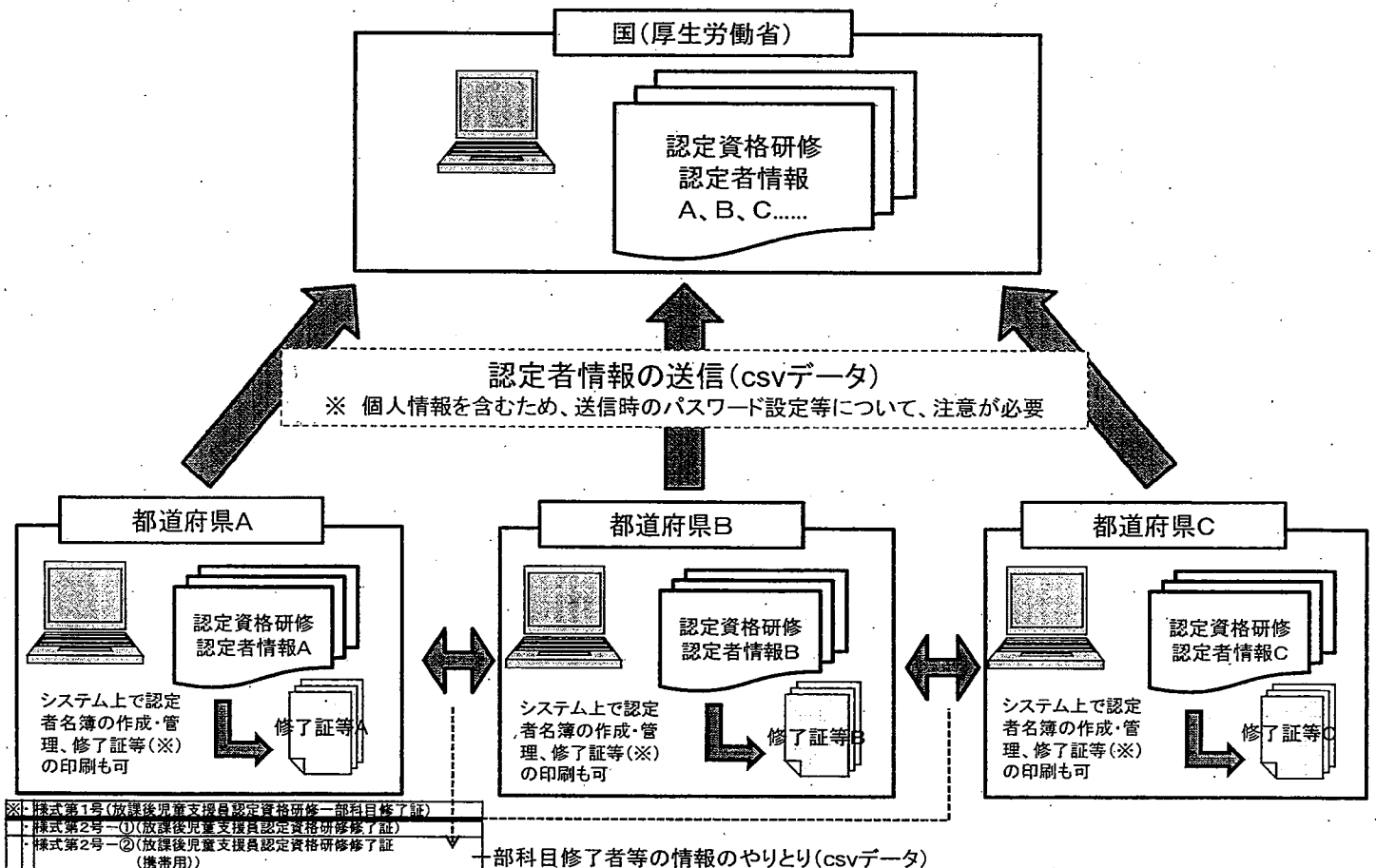
システムの仕様:

Microsoft Access ACCDE Database 2007 (.accde)

機能:

- 都道府県認定資格研修を修了したと認められる者の情報(氏名、生年月日、修了年月日、修了証番号等)を入力することにより、
 - 「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第1号)
 - 「放課後児童支援員認定資格研修修了証」(様式第2号-①)
 - 「放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)」(様式第2号-②)
 の作成を行う。
- 都道府県認定資格研修の認定者情報(氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等)を入力することにより、認定者名簿の作成、管理を行う。
- 認定者情報を、CSVデータ化することにより、厚生労働省及び他の都道府県への送付を可能とする。
 ※ 厚生労働省への認定者情報の報告及び都道府県間の一部科目修了者の情報提供を行う。

都道府県認定資格研修・認定者名簿管理システム（案）



都道府県認定資格研修・認定者名簿イメージ① (案)

No	都道府県	氏名	生年月日	現住所			連絡先			修了年月日	修了証番号
				郵便番号	住所	電話番号	郵便番号	住所	電話番号		
1	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX XXX-XXXX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX XXX-XXXX	XX.XX.XX	XXXXXXXX
2	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX XXX-XXXX				XX.XX.XX	XXXXXXXX
3	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX				XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XX.XX.XX	XXXXXXXX
4	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX XXX-XXXX				XX.XX.XX	XXXXXXXX
4-2	〇〇県	△△〇〇	X.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県△△市……	XXX-XXXX XXX-XXXX				XX.XX.XX	XXXXXXXX
.											
.											

名簿に記載された内容(氏名、現住所、または連絡先)に変更があった場合
⇒P3変更事由に「1」を入力すると「4-2」の行が生成される。(同時に4は網掛けになる)

9

都道府県認定資格研修・認定者名簿イメージ② (案)

一部科目終了状況 ※終了年月日入力																変更事由		取消事由			備考	CSV出力
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	有無	年月日	有無	年月日	内容		
																					「変更事由」「取消事由」があれば、有無欄に「1」を記入 ※取消欄に「1」が入れば網掛け	

※科目名

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ ④ 子どもの発達理解 ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達 ⑥ 障害のある子どもの理解 ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解 ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 子どもの遊びの理解と支援 ⑩ 障害のある子どもの育成支援 ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援 ⑫ 学校・地域との連携 ⑬ 子どもの生活面における対応 ⑭ 安全対策・緊急時対応 ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容 ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守 |
|--|---|

10

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守職場倫理

合計 24時間(16科目)

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-①】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的意義について理解しているする。 ○放課後児童健全育成事業の目的・役割について理解しているする。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解しているする。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)(案)の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の意義 ○放課後児童健全育成事業の目的及び役割 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針(案)における放課後児童健全育成事業の役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ○放課後児童クラブ運営指針(案)の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針(案)の役割 ・放課後児童クラブ運営指針(案)の構成と主な内容 ○放課後児童支援員認定資格研修事業の認定の仕組みの内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-②】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解しているする。 ○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令の遵守の基本について理解しているする。 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、第14条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の3(4)の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容 ○放課後児童クラブの社会的責任における権利擁護・法令の遵守の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ ○利用者の人権に配慮し人格を尊重して事業運営を行うことの必要性 ○放課後児童クラブにおける子ども利用者への虐待等の禁止と予防 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・今日の子どもの家庭福祉と子どもの権利 ・放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

3

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-③】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉施策の概要を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を子ども家庭福祉施策と連携・協力して事業運営を進めることの必要性について理解しているする。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭福祉施策の体系と内容 ・子ども・子育て支援新制度の内容 ○障害児(者)福祉施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・今日の障害児福祉施策の内容 ・放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連 ○児童虐待防止対応等の施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 ・社会的養護に関する施策の概要 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策(児童館、放課後子供教室、保育所・幼稚園、要保護児童対策地域協議会、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等)との連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 ・放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策(児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等)の内容
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

14

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-④】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解
ねらい	○子どもの発達を理解するための基礎を学んでいる。 ○子どもの育成支援におけるために子どもの発達の特徴や発達過程を理解していることの大切さを学ぶ。 ○子どもの発達理解のための継続的な自己学習の必要性を理解している教材と学習方法を学ぶ。
ポイント	○主に、育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、子どもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
主な内容	○子どもの発達を学ぶことの意義 ○子どもの発達理解についての基礎知識 ・発達概念 ・発達の時期区分と特徴 ○子どもの遊びや生活と社会性の発達 ・子どもの社会性の発達の理解 ・子どもの発達における遊びの大切さ ○子どもの発達理解と育成支援 ・発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ ・子どもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 ○子どもの発達理解のための継続的な自己学習の必要性教材と学習方法 ・子どもの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの必要性
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

15

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-⑤】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
ねらい	○発達から見た児童期の一般的な特性を学んでいる。 ○児童期の発達過程と発達領域生活と遊びを理解するために必要な発達についての基礎を学んでいる。 ○児童期の発達理解のための継続的な自己学習の必要性を理解している教材と学習方法を学ぶ。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第2章の1、2及び3の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。
主な内容	○子どもの発達と面から見た児童期の一般的特性 ・子どもの発達から見た児童期の位置(幼児期、思春期・青年期との関わり等) ・児童期の発達の特徴 ○児童期の発達過程と発達領域 ・○おおむね6歳～8歳頃の生活と発達の特徴 ・○おおむね9歳～10歳頃の生活と発達の特徴 ・○おおむね11歳～12歳頃の生活と発達の特徴 ○児童期の発達理解のための継続的な自己学習の必要性の教材と学習方法 ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

16

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-⑥】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解
ねらい	○障害のある子どもを理解するための基礎を学んでいる。 ○障害のある子どもの保護者と連携を理解するために必要なことの基礎を学んでいる。 ○障害のある子どもと保護者を理解するための継続的な自己学習の必要性を理解している教材と学習方法を学ぶ。
ポイント	○主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法(障害者の権利に関する条約などを含む)、発達障害者支援法(発達障害に関する最近の研究動向などを含む)等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害のある子どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。
主な内容	○障害とは何か―障害についての現在の考え ○子どもの障害についての基礎知識 ・障害の概念 ・障害のある子どもの発達の特徴 ○発達障害についての基礎知識 ・発達障害の定義と障害特性 ・発達障害理解の基礎 ○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識 ・障害のある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ ・障害のある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること ○障害のある子どもと保護者を理解するための自己学習の教材と学習方法 ・障害のある子どもに関する専門機関等との連携の必要性 ・障害のある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 養護教諭 など

17

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-⑦】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
ねらい	○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解する。 ○児童児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。 ○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。 ○特に配慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。
ポイント	○主に、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。
主な内容	○養育困難な家庭など特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況 ○児童児童虐待の内容・現状と対応 ・児童虐待の現状と内容 ・児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 ○特に配慮を必要とする子どもの理解 ・子どもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 ・ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 ○特に配慮を必要とする子どもの支援についての理解 ・特に配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 ・○特に配慮を必要とする子どもに関するを支援するための学校と放課後児童クラブの連携についての理解 ○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの役割 ・要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 ・要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり ○特に配慮を必要とする子どものいる家庭に対する相談支援の実際
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司 ウ 乳児院又は児童養護施設の長 など

18

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-⑧】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
ねらい	○放課後児童クラブにおける育成支援の内容を概要について理解しているする。 ○子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解しているする。 ○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解しているに必要な技術を学ぶ。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の3(1)、(2)、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。
主な内容	○放課後児童クラブにおける育成支援の基本通う子どもの理解 ・放課後児童クラブ運営指針(案)における育成支援の基本的な考え方 ・子どもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 ○子どもにとっての放課後の生活と遊び ○放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の内容 ・放課後児童クラブ運営指針(案)における育成支援の主な内容 ・育成支援における特に配慮を必要とする子どもへの対応 ○子どもの育成支援における記録及び職場内での事例検討必要な技術 ・育成支援における記録の必要性 ・職場内での情報共有と事例検討の必要性 ○子どもの育成支援を行う際に留意すること
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

19

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-⑨】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
ねらい	○子どもの生活における遊びの大切さについて理解しているする。 ○子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの自主性、創造性を大切さを理解しているにする遊びへの関わり方を学ぶ。 ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している学ぶ。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○子どもの遊びと発達 ・子どもの生活における遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴と発達との関わり ○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと仲間関係 ・子どもが自発的に遊びをつくり出すことへの理解 ・遊びの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性 ○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと環境 ・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることへの理解 ・自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることの大切さ ○子どもの遊びと放課後児童支援員夫人の関わり ・子どもの発達や状況に応じた柔軟な関わりへの必要性 ・遊びの中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことへの必要性
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

20

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-⑩】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
ねらい	○障害のある子どもの育成支援のあり方について理解しているする。 ○障害のある子どもの保護者との連携や保護者支援のあり方について理解しているする。 ○専門機関等との連携のあり方について理解しているする。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第3章の2、4(2)及び(3)などの内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○障害のある子どもの育成支援 ・○障害のある子どもの受け入れの考え方に当たっての留意点 ・障害のある子どもの育成支援に際して留意すること ○子どもの障害と発達に応じた育成支援 ○障害のある子どもの保護者との連携・支援 ・家庭の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ ・子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生活の見通しをつくることの必要性 ○障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解 ・障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性 ・障害のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ ○発達障害者支援センター、保育所等訪問支援事業などの専門機関等との連携 ・放課後等デイサービス事業所、発達障害者支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ ・専門機関等と連携する際の配慮事項
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

21

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目4-⑪】

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑪ 保護者との連携・協力和相談支援
ねらい	○放課後児童クラブにおける保護者との連携関わりのあり方について理解しているする。 ○保護者組織会等との連携・協力のあり方について理解しているする。 ○保護者からの相談への対応、支援のあり方を学んでいる。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19条、放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の3(2)、第3章の1(4)⑨及び4の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。
主な内容	○放課後児童クラブの機能・役割を踏まえた保護者との連携関わりのあり方 ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 ・保護者への連絡の際に配慮すること ○放課後児童クラブでの子どもの様子を家庭に伝え日常的に情報交換を行うことの必要性 ○保護者や保護者組織会等との連携・協力 ・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 ・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 ○保護者からの悩みや不安についての相談への対応と支援のあり方 ・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性 ・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

22

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目4-⑫】

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
ねらい	○学校との連携の必要性とそのあり方方法について理解しているする。 ○保育所、-幼稚園等との連携の必要性とそのあり方方法について理解しているする。 ○地域との連携の必要性とそのあり方方法について理解しているする。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針(案)第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。
主な内容	1. 学校との連携 ○子どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性 ○学校との情報交換や情報共有連携を日常的、定期的に行うの際に考慮すること 2. 保育所、-幼稚園等との連携 ○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、-幼稚園等との連携の必要性 ○子どもの状況について保育所、-幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際の連携の際に考慮すること 3. 地域住民や関係機関等との連携 ○子どもの成長、-発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 ○子どもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携 ○放課後等の子どもの安全を地域全体の協力で維持する取組 ○地域の医療・保健・福祉等の関係機関との連携 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ ○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営 ○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

23

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目5-⑬】

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑬ 子どもの生活面における対応
ねらい	○放課後児童クラブに通う子どもの特性に配慮した子どもの健康管理及び-情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を取り組むべき事項について理解しているする。 ○子どもの健康維持のための衛生管理に取り組むべき事項について理解しているする。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第13条、放課後児童クラブ運営指針(案)第3章の1(4)⑦、第6章の1(2)及び2(1)の内容に基づいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。
主な内容	○放課後児童クラブにおける子どもの放課後等の健康管理及び-情緒の安定を図る役割 ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 ・子どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 ○子どもの健康管理に関する状態や心身の状況の把握と放課後児童クラブでの対応、保護者との連絡や学校との連携 ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 ・学校との子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 ○放課後児童クラブの施設・設備やおやつを提供する際などの衛生管理と衛生指導 ・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 ・おやつ提供時の衛生管理と衛生指導 ○食物アレルギーのある子ども等への対応 ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 ・救急時対応の知識(アナフィラキシー、-誤飲事故等など)対応の知識
講師要件	ア 養護教諭 イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士 ウ 医師 エ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

24

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目5-⑭】

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑭ 安全対策・緊急時対応
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブで取り組む必要のある安全対策及び緊急時対応のあり方基本について理解しているする。 ○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解しているする。 ○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解しているする。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針(案)第3章の1(4)⑧、第6章の2(2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実例を活用して行うことが望ましい。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの安全の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 ○放課後児童クラブで取り組む安全対策及び緊急時対応の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・事故やけがの防止と発生時の対応 ・災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、防災・防火・防犯対策、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 ○感染症発生時の対応 ○安全対策及び緊急時対応の留意事項を行う際に遵守すべき法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 ・計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

25

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目6-⑮】

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員クラブの仕事内容と放課後児童支援員に求められる資質及び技能について理解しているする。 ○放課後児童支援員クラブの育成支援以外のを支える職務の内容について理解しているする。 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解しているする。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針(案)第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」、「3-⑧」及び「6-⑮」の科目内容を活用することが望ましい。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員クラブの仕事内容と放課後児童支援員に求められる資質・技能 <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 ・育成支援を支える職務の内容 ○子どもや保護者と直接関わる仕事を支える職務の内容 ○放課後児童クラブにおける育成支援の記録の必要性 ○放課後児童支援員に求められる資質及び技能 <ul style="list-style-type: none"> ・「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容 ・放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と放課後児童支援員の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 ・事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理事業内容の向上への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 ・職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

26

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目6-⑩】

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑩ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守職場倫理
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。 ○要望及び苦情への対応のあり方について理解している。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理の必要性について理解する。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針(案)第4章、第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑩」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 ○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 ○運営内容の自己評価と公表 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価と公表の必要性 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守 ○職場責任者の役割 ○要望・苦情への取組 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理 ○運営内容の評価と公表
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など

専門研修（放課後児童コース）カリキュラムの設定等に当たっての基本的な考え方

- 放課後児童支援員の業務を補助員も全般にわたり基本的に担うという考え方を基本として、科目設定を考える。
- 放課後児童支援員の認定資格研修の研修項目・科目を幅広く取り入れて、全体をコンパクトにして設定する。
- 以前子育てをした、教育を受けた価値観にとらわれることなく支援者として関わっていただくことが重要であり、新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解してもらうような科目設定を考える。
- 一般の方が主な対象となる子育て支援員の研修であるため、受講しやすさを考慮してハードルは高くせずに分かりやすい内容の科目設定を考える。
- 見学実習は、研修項目・科目の一つには設定しないが、他の科目の中で、DVDや写真等を活用して具体的な内容を伝えていく工夫を実施主体に促していく。
- 実施主体は、放課後児童支援員の認定資格研修と同様に、原則として都道府県（都道府県が専門研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託も可）又は都道府県知事の指定した研修事業者とする。

都道府県認定資格研修【16科目（24時間）】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
職場倫理

子育て支援員基本研修（参考）参照 【8科目（8時間）※1時間の演習科目を含む】



専門研修（放課後児童コース）の項目・科目・時間数 【6科目（9時間）】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等
2. 子どもを理解するための基礎知識
 - ③ 子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
 - ④ 子どもの生活と遊びの理解と支援
4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
 - ⑤ 子どもの生活面における対応等
5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能
 - ⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理

全科目【合計14科目（17時間）】を履修

子育て支援員・基本研修及び専門研修
（放課後児童コース）修了

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的を理解する。 ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を理解する。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針(案)における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容及びその役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針(案)の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ・放課後児童クラブ運営指針(案)の構成と主要内容
講師要件	放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

3

科目名	② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。 ○放課後児童クラブにおける社会的責任権利擁護・法令の遵守の基本を理解する。 ○放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する法令等(児童の権利に関する条約など)の基礎 ○放課後児童クラブの社会的責任における権利擁護・法令の遵守の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重することの大切さ ・子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持の必要性 ○利用者への虐待等の禁止と予防 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容の理解 ○放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ ・学校等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うことの大切さ
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

4

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	③ 子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達
ねらい	○子どもの育成支援のために子どもの発達の基礎を理解することの大切さを理解する。 ○発達からみた児童期の一般的な特性を理解する。 ○児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達についての基礎を理解する。
主な内容	○子どもの発達理解の基礎と育成支援 ・発達とは何か ・発達の時期区分と特徴 ○発達面からみた児童期(6歳～12歳)の一般的特性 ・子どもの発達から見た児童期の位置(幼児期、思春期・青年期との関わり等) ・児童期の発達の主な特徴 ○子どもの遊びや生活と社会性の発達 ・子どもの社会性の発達の理解 ・子どもの発達における遊びの役割
講師要件	当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

5

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	④ 子どもの生活と遊びの理解と支援
ねらい	○放課後児童クラブに通う子どもについて理解する。 ○子どもの生活における遊びの大切さを理解する。 ○子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方を理解する。
主な内容	○放課後児童クラブにおける育成支援の基本子どもにとっての放課後の生活 ・放課後児童クラブ運営指針(案)に示されている育成支援の基本的な考え方と主な内容 ○子どもの遊びと発達 ・子どもの生活の中での遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴 ○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと仲間関係及び環境 ・子どもの自発的な遊びが大切であることへの理解 ・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることへの理解 ○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと環境 ○子どもの遊びと大人の関わり ・子どもの遊びには発達や状況に応じた柔軟な関わりが必要であることへの理解
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 ウ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

6

項目名	4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	⑤ 子どもの生活面における対応等
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通う子どもの特性に配慮した子どもの健康管理及び-情緒の安定を確保することの必要性を理解すると取り組むべき事項を学ぶ。 ○子どもの健康維持のための衛生管理について理解する取り組むべき事項を学ぶ。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を理解する。 ○放課後児童クラブで取り組む必要のある安全対策及び-緊急時対応の必要性基本を理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの放課後等の健康管理及び-情緒の安定を図る役割 <ul style="list-style-type: none"> ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ ○子どもの健康管理に関する状態や心身の状況の把握と放課後児童クラブでの対応、保護者との連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ ○放課後児童クラブの施設・設備やおやつを提供する際などの衛生管理と衛生指導 ○衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応と救急対応の知識(アナフィラキシー、誤飲事故など) <ul style="list-style-type: none"> ・日常の衛生管理の大切さとおやつの提供時の衛生管理の徹底の必要性 ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応 ・救急時(アナフィラキシー、誤飲事故等)対応の基礎知識 ○放課後児童クラブにおける子どもの安全の考え方と安全対策及び-緊急時対応の基本的な取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・事故やけがの防止と発生時の対応
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 養護教諭 イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士 ウ 医師 エ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 オ 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 カ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など

項目名	5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能
科目名	⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの仕事と育成支援の職務内容を理解する。 ○放課後児童クラブにおける従事する者の社会的責任と職場倫理の必要性や職員集団のあり方と職場倫理を理解する。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守の必要性あり方を理解する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの仕事内容 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育成支援と共に育成支援を支える職務があることへの理解 ○子どもや保護者と直接関わる仕事を支える職務の内容と育成支援の記録の必要性 ○放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的信頼を得て育成支援に取り組み、仕事を進める上での職場倫理を自覚して職務に当たることの大切さ ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場づくり ・職場集団が事例検討や自己研鑽を通して事業内容の向上を目指すことの大切さ ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の人権を尊重し、守秘義務を遵守する等の組織的な取り組みの必要性と個人情報保護法等に基づく法令の遵守の徹底
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など

(参考)

「子育て支援員」について

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

- ・小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、一時預かり → 事業の従事要件
- ・放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援拠点 等 → 職員の資質の向上

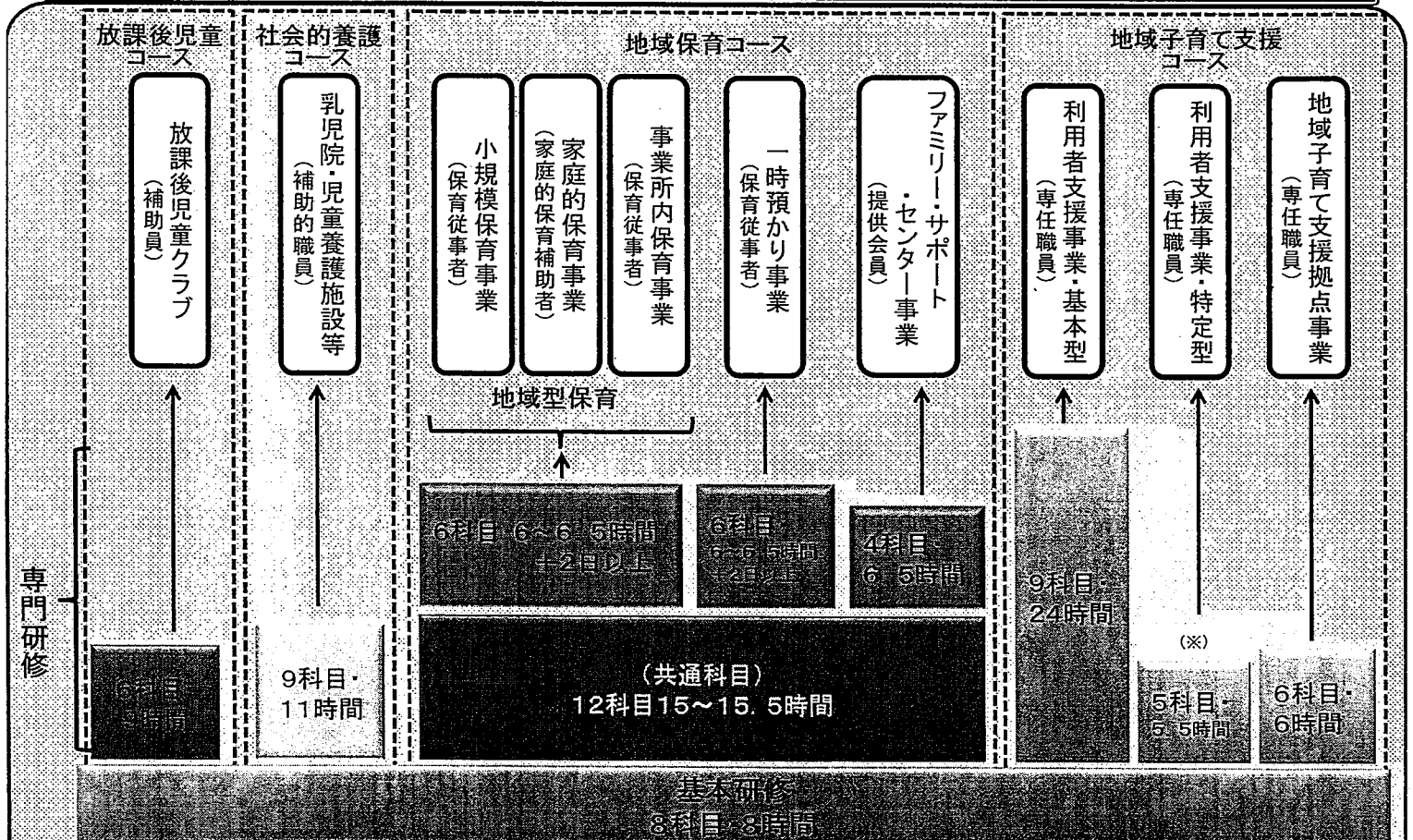


子ども・子育て支援新制度の円滑な施行や地域の子育て支援の充実等のために本研修の実施が重要。
都道府県を中心に、各自治体において、積極的な取組を。

- ◇ 研修が従事要件となっている事業について、既に従事している者については引き続き従事可。また、平成27年度以降新たに従事する者についても、円滑に事業に従事できるよう配慮。
- ◇ 研修開催等に係る費用について、国庫補助制度を創設。
- ◇ 自治体が直営又は委託して実施するほか、指定制も導入。

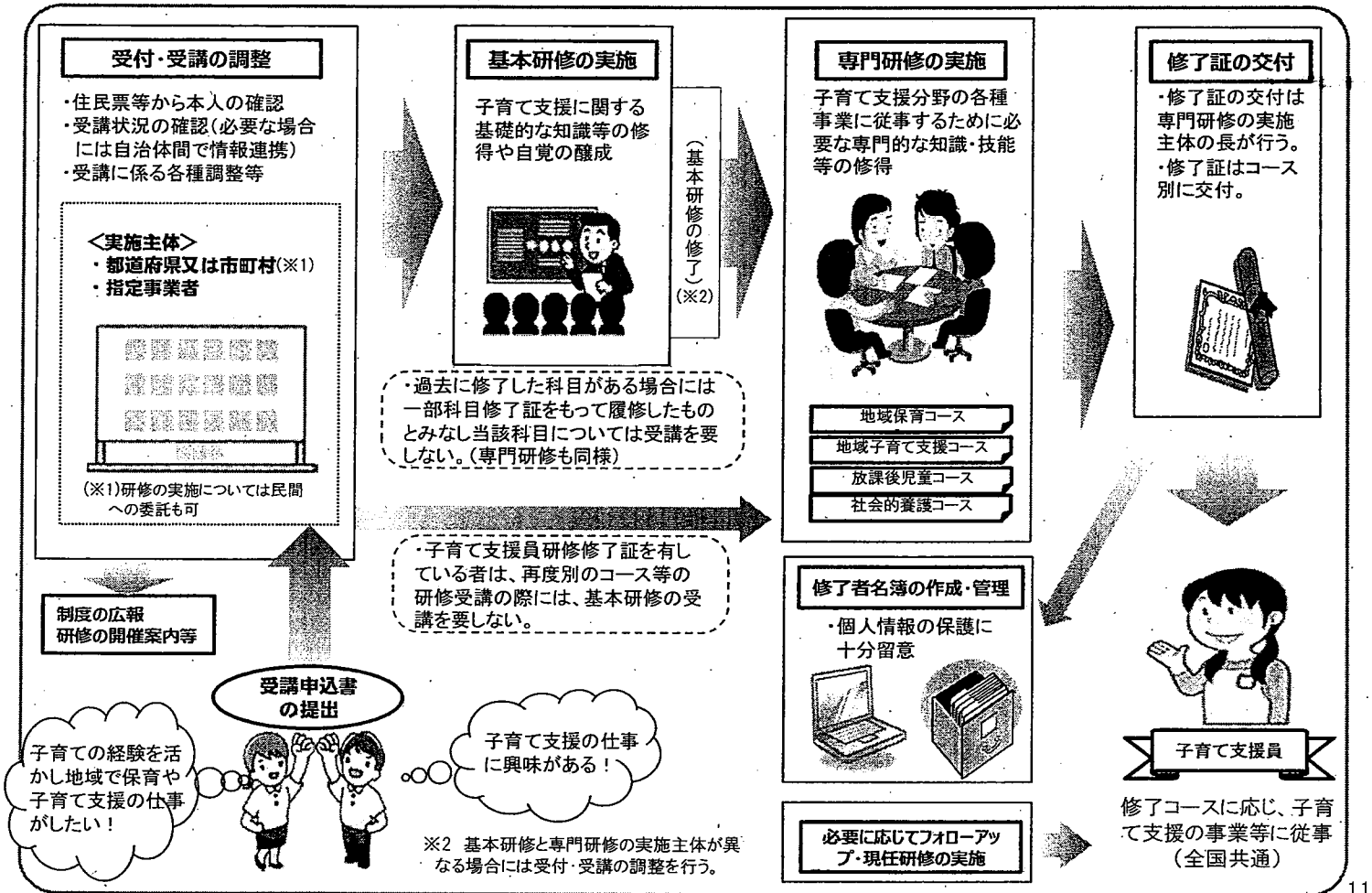
※各自治体における当面の実施状況等を把握するため、後日アンケート実施予定。

子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
 注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。
 注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員の認定の仕組み (実施主体の事務の主な流れ)



子育て支援員研修(基本・専門)科目(案)一覧①

基本研修	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)					
	⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥子ども虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)					
放課後児童コース	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 (90分)	②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等 (90分)	③子どもの発達理解と児童期(6歳~12歳)の生活と発達 (90分)	④子どもの生活と遊びの理解と支援 (90分)	⑤子どもの生活面における対応等 (90分)	⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理 (90分)			
社会的養護コース	①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守・職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子どもの理解 (90分)	④家族との連携 (60分)					
	⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子どもの遊び理解と実際 (90分)	⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)	⑨施設等演習 (120分)				
地域子育て支援コース	①地域資源の理解(事前学習) (480分)	②利用者支援事業の概要 (60分)	③地域資源の概要 (60分)	④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (90分)	⑤記録の取扱い (60分)	⑥事例分析Ⅰ～Ⅱ(プログラムとユーマップを活用したアセスメント) (90分)	⑦事例分析Ⅲ～社会資源の活用とコーディネート(90分)	⑧まとめ (30分)	⑨地域資源の見学 (480分)
	①利用者支援事業の概要 (60分)	②利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (60分)	③保育資源の概要 (90分)	④記録の取扱い (60分)	⑤まとめ (60分)	(※)			
	①地域子育て支援拠点を全体像で捉えるための科目 (60分)	②利用者理解 (60分)	③地域子育て支援拠点の活動 (60分)	④講座の企画 (60分)	⑤事例検討 (60分)	⑥地域資源の連携づくりと促進 (60分)			

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

子育て支援員研修(基本・専門)科目一覧(案)②

共通	12科目 15～15.5時間	①乳幼児の生活と遊び (60分)	②乳幼児の発達と心理 (90分)	③乳幼児の食事と栄養 (60分)	④小児保健Ⅰ (60分)	⑤小児保健Ⅱ (60分)
		⑥心肺蘇生法 (120分)	⑦地域保育の環境整備 (60分)	⑧安全の確保とリスクマネジメント (60分)	⑨保育者の職業倫理と配慮事項 (90分)	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳児) (90分)
		⑪グループ討議 (90分)	⑫実施自治体の制度について(任意) (60～90分)			
地域型保育	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①地域型保育の概要 (60分)	②地域型保育の保育内容 (120分)	③地域型保育の運営 (60分)	④地域型保育における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
		⑥見学実習 2日以上				
一時預かり事業	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①一時預かり事業の概要 (60分)	②一時預かり事業の保育内容 (120分)	③一時預かり事業の運営 (60分)	④一時預かり事業における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
		⑥見学実習 2日以上				
ファミリー・サポート・センター	4科目 6.5時間	①ファミリー・サポート・センターの概要 (60分)	②ファミリー・サポート・センターの援助内容 (120分)	③ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応 (90分)	④援助活動の実際 (120分)	

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。

研修体系を整理する必要性

- 平成27年4月に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度の下では、都道府県に放課後児童支援員の認定資格研修の実施が義務化されること等に伴い、これまで都道府県等が実施してきた現任研修の実施方法等の体系的な整理が必要となる。
- また、社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」報告書(平成25年12月25日)においても、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理する必要がある事項として、「職員の資質の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制」が挙げられているところであり、本検討会において、研修体系の整理の方向性について検討を行い、とりまとめに至ったところである。

研修体系を整理する上での主な論点

- 都道府県に、放課後児童支援員の認定資格研修の実施が義務化されることに伴い、事務量の増加等が見込まれるが、子ども・子育て支援新制度における都道府県の役割についてどのように考えるか。
- 子ども・子育て支援新制度の下では、区市町村が、放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有するとされ、事業の実施主体としての位置づけが明確化されたところであるが、指定都市及び中核市以外の区市町村にも、身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備していくことが望ましいと考えられるが、区市町村の役割についてどのように考えるか。
- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、事業者は、「職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とされているが、事業者の役割についてどのように考えるか。
- 初任者研修、中堅者研修、指導者研修など、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にすることが、事業全体の質の向上を図る上でも必要と考えるが、望ましい研修体系についてどのように考えるか。
- これまで実施してきた現任研修では、職場を離れての研修(OFF-JT)が基本とされてきたが、今後も、放課後児童支援員等の増加が見込まれる中、初任者への職場内での教育訓練(OJT)の実施や自ら学ぶ意欲のある者の自己研鑽のために、または職場環境や時間的な制約からOFF-JTなどに参加できない者への電子的情報技術(eラーニングなど)の活用の可能性についてどのように考えるか。
- 子育て支援員専門研修(放課後児童コース)との関係についてどのように考えるか。

研修体系の整理の方向性

1. 都道府県と区市町村の役割について

- これまで放課後児童クラブに就業者の資質の向上を図るための研修(現任研修)については、放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を都道府県、指定都市及び中核市が実施主体となり、国庫補助制度を活用して実施してきたところである。平成25年度において78都道府県・市が実施し、およそ延べ6万人の放課後児童指導員等が受講している。
- 平成27年4月に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度の下では、子ども・子育て支援法に基づき、都道府県は放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を、子ども・子育て支援事業支援計画に定めなければならないことになっており、国の指針において、「地域の実情に応じて研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことなどにより、研修を計画的に実施することが必要である」とされているところである。
- さらに、都道府県には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)第10条第3項に基づき、同項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識・技能を習得し、有資格者となるための研修(以下「認定資格研修」という。)を実施することが義務付けられており、認定資格研修の企画・立案、実施に向けた体制の整備及び認定者名簿の作成・管理等の事務量の増加等が見込まれるところである。
- その認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに就業者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられているため、平成27年度以降もそれぞれの研修を併行して実施する必要がある。
- その一方で、指定都市及び中核市を含む区市町村は、子ども・子育て支援新制度の下で、放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有するとされ、事業の実施主体としての位置づけが明確化されるとともに、放課後児童健全育成事業を行う民間事業者は事業の開始・廃止時に事前に区市町村に届け出なければならないとされており、区市町村の事業への関与の度合いが飛躍的に高まった状況にある。
- また、区市町村においても、これまで実施形態や規模は異なるものの、救命救急やアレルギー対応など日々の実践に直接役立つ実技講習や事例検討などの実践的な研修を継続的に取り組んできている実態がある。

○ このため、認定資格研修と資質の向上を図るための研修を併行して実施していかなければならない状況において、これまで都道府県が実施してきた資質の向上を図るための研修を、区市町村もその役割を担うことによって、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制が整備されていくことが望ましいと考えられる。

○ その際に、都道府県と区市町村とが研修を実施する上での担うべき主な役割については、以下のとおり整理することができる。

都道府県

○放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を区市町村と連携して実施

《担うべき主な役割》

○放課後児童クラブの運営や子どもの育成支援に関する事項について、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童クラブで共通の課題になっているテーマを対象

《主な具体例》

- 実践発表会
- 放課後児童クラブの役割と運営主体の責務
- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- 子どもの発達の理解
- * 高学年の受け入れを想定したより具体的な理論学習
- 子どもの人権と倫理
- 個人情報の取り扱いとプライバシー保護
- 保護者との連携と支援
- 家庭における養育状況の理解
- いじめや虐待への対応 など

《主な対象》

- 放課後児童支援員
- 放課後児童クラブの運営主体の責任者 など

指定都市・中核市・区市町村

○放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施予定

《担うべき主な役割》

○放課後児童クラブの運営や子どもの育成支援に関する事項について、基礎的な知識や事例・技術等の共有を図ることを目的としたテーマを対象(いくつかの区市町村が合同で実施することも可)

《主な具体例》

- 事例検討(ワークショップ形式)
- 放課後児童クラブに関する基礎的理解
- 安全指導と安全管理、危機管理
 - ・ 救急措置と救急対応《実技研修》
 - ・ 防火、防災、防犯の計画と対応
 - ・ 事故、けがの予防と事後対応等
 - ・ アレルギーの理解と対応、アナフィラキシーへの対応
- おやつづくりと提供時の衛生、安全
- 放課後児童クラブにおける遊びや製作活動、表現活動
- 育成支援に関する記録の書き方と工夫 など

《主な対象》

- 放課後児童支援員
- 補助員
- 放課後児童クラブの運営主体の職員 など

○ 区市町村には、放課後児童クラブの日常的な活動の中から生じる課題や困難な事例などに適切に対応するためのより実践的な知識や技術等の共有を図るための研修内容が想定され、その内容によっては、いくつかの区市町村が合同で実施するなど、効果的な実施方法を検討していくことが求められる。

○ 都道府県には、より専門的な知識・技術が求められるものや管内の多くの放課後児童クラブで共通の課題になっているものが想定されるが、区市町村と連携して、放課後児童クラブ全体のレベルアップが図られるような体制の整備に努める必要がある。

○ なお、国は、都道府県に対して、研修受講者の記録の管理等を行うことを求めているが、市町村にも同様の管理等を行うことを役割として位置づけるのは現実的に困難であると考えられるため、まずは事業者が職員の研修受講状況を把握して、記録を管理する方法が考えられるが、研修受講の評価システムや管理の仕組みづくりについては、今後の検討課題とする。また、国においては、都道府県及び区市町村が行う研修の実施状況について定期的に把握し、具体的な内容を公表していくことが求められる。

2. 事業者の役割について

○ 放課後児童健全育成事業者(以下「事業者」という。)は、その職場内において、内部研修を実施しているところも見受けられるが、具体的な内容の公表が行われていない状況であり、研修の実態が一般的に把握されていないのが現状である。

○ また、放課後児童クラブの運営主体には運営委員会や保護者が主体となっているものも多く見られるが、その中には、別々の運営主体によって運営されている場合に、職員が自主的に集まって、あるいは保護者の応援を得ながら「指導員会」を組織して、自主研修活動を行っているものもある。こうした活動の内容を区市町村が把握し、自らが実施する研修の内容に取り入れたり、区市町村が指導員会に委託して実施するなどの例も見られるところである。

○ しかしながら、職員が継続して勤務する年数が非常勤では3年程度というデータがある中で、職員の入れ替わりが頻繁な放課後児童クラブにおいては、職場内研修を継続的に充実していくことが困難な状況にあるところも多く見られる。

○ 基準第8条において、事業者の役割を規定しており、第1項では「放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とし、第2項では「放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とされている。

- このため、事業者の責務として、職員の資質の向上のための研修機会の確保義務を担わせて、第一義的に事業者の責任の下で、各種の研修に参加させなければならないこととされており、ここには、職場内での教育訓練(OJT)のみならず、職場を離れての研修(OFF-JT)を含めた現任研修の機会を確保することが求められている。
- また、事業者の職員は、利用者のために、常に自己研鑽・自己啓発に励み、自らの資質の向上に努めることが求められており、事業者には、規模の大小や職員の数など様々な形態が存在することも踏まえ、運営に支障が生じないことを前提として、職員が自発的かつ継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、その職員の自己研鑽・自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。
- さらに、事業者の中には、OJTとして、初任者研修・中堅者研修・管理者研修・嘱託・非常勤指導員研修など役割に応じた研修や、外部講師による研修を実施するとともに、それと併行してテーマやレベルに合わせてOFF-JTへの参加を義務付け、計画的に実施している例も見られるところであり、OJTとOFF-JTをうまく組み合わせ、事業が円滑に進むよう、工夫をしていく必要がある。
- その際、OJTは、仕事に継続的に従事していれば身につくスキルと捉えられることがあるが、スーパービジョンの観点から、指導的立場の存在が非常に重要であり、指導的立場の人材育成にも考慮する必要がある。特に、(放課後児童クラブの)事業者は個別性が高く、事業者単位で人員配置や雇用形態などが異なるため、実施方法について留意が必要である。
- なお、事業者には、安全や権利擁護などに関しては、職員の個人的なスキルの問題としてだけ捉えるのではなく、事業者全体の責任の問題として捉えることが求められる。

3. 望ましい研修体系について

- 放課後児童クラブに従事する職員の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、きめ細かな研修計画を立てて、計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要であるが、現時点においては、国、都道府県、区市町村及び事業者のそれぞれの役割が明確でなく、実施主体によって取組内容にも差異があるため、一定の整理をした上で体系的な研修システムにしていくことが課題となっている。
- 体系的な研修システムの構築に当たっては、同じ子ども・子育て支援分野で先行的に体系化している保育所の保育士の研修体系が参考となるが、全国保育士会の研修体系を参考として作成した場合の案が次の表である。

「放課後児童クラブに従事する者の研修体系」(案)

区分	1. 放課後児童クラブに従事する者として備えるべき資質	2. 子どもの育成支援に必要な専門的知識及び技術			3. 学校・地域との連携	4. 運営管理と職場倫理
		(1) 子どもの育成支援	(2) 障害のある子ども及び特に配慮を必要とする子どもへの対応	(3) 保護者・家庭との連携		
初任者研修 【1年～5年未満】	<ul style="list-style-type: none"> 健全な心身 センス、感性 観察力 共感性 愛情 柔軟性 倫理観 道徳性 責任感 主体性 達成意欲 行動力 情熱 協調性 創造力 自制心 コミュニケーション 一定の生活習慣と社会的マナー 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達の特徴 子どもの権利擁護、人権の尊重 育成支援の内容理解と計画の考え方 子どもの遊びや生活の環境の理解 仲間づくり いじめの理解と対応 健康・衛生管理 おやつ必要性及び食育の理解 事故やケガの防止と発生時の対応 食物アレルギーの理解と対応 防火、防災及び防犯の計画と対応 育成支援の内容の記録の書き方と工夫 実践事例検討(ケーススタディ) など 	<ul style="list-style-type: none"> 障害(発達障害を含む)のある子どもの理解と支援 障害のある子ども一人ひとりに即した理解と育成支援の工夫 特に配慮を必要とする子どもの理解と育成支援の工夫 実践事例検討(ケーススタディ) 家庭の状況の把握と養育支援 児童虐待への対応と関係機関との連携 地域の障害児関係の専門機関等の機能及び役割の理解と連携 実践事例検討(ケーススタディ)の設定 関係機関とのケース検討会議 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭への連絡の必要性の理解と工夫 連絡帳の書き方と効果的な活用 通信、便りの工夫 家庭における養育環境の理解と連携 保護者とのコミュニケーションの工夫 基礎的な相談援助技術の理解 家庭の状況を理解することの必要性 保護者とのコミュニケーションのあり方の理論的理解 相談援助技術の理解 要望及び苦情への対応 保護者会の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> 学校との情報交換等の工夫 放課後子ども総合プランの理解 放課後子供教室の関係者との連携 児童館及び地域組織等との連携 自治会・町内会及び主任児童委員等の地域組織の理解 担任教諭や養護教諭等の学校教職員との連携 小学校区ごとの協議会との連携の工夫 自治会・町内会及び主任児童委員等との連携の工夫 ボランティア及び実習生の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 職場のルール及び職場倫理の理解 組織における役割や連携の理解 個人情報取り扱いとプライバシーの保護 安全管理 不審者への対応 自己研鑽及び研修についての理解 新任職員への助言・指導 運営内容及び運営規程の理解 リスクマネジメントの理解 会議の開催及び記録の作成
中堅者研修 【5年以上】						
リーダー(事業責任者を含む)研修		<ul style="list-style-type: none"> 育成支援の内容の保護者への説明 育成支援の目標や計画の作成及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の機能及び役割の理解 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者組織との連携の工夫 要望及び苦情への対応マニュアルの作成、体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の校長又は教頭等との連携 学校支援地域本部の理解と連携 事業運営内容の地域の関係機関等への説明 	<ul style="list-style-type: none"> 中堅職員への助言・指導 法令の遵守(コンプライアンス)の計画の策定及び実施体制 リスクマネジメントへの対応 研修受講計画の策定及び評価 運営内容の自己評価・自己点検

○ 参考とした保育所の保育士の研修体系は、平成20年に改定(古くは、昭和40年に制定)された「保育所保育指針」に基づき行われている保育実践の長年の蓄積から確立されたものであるのに比べ、放課後児童クラブの場合は、本年4月に基準が策定され、この新たな基準に基づく放課後児童クラブガイドラインの見直しが現在進められているところであり、基準や新たな放課後児童クラブ運営指針(案)を踏まえて、研修体系の構築の検討が進められることが必要である。

○ 本検討会まとめの中で示す予定の「放課後児童クラブに従事する者の研修体系(案)」は、あくまでも現時点において考えられる段階に応じて必要となる研修内容の目安となるもので、今後、都道府県、区市町村及び事業者がそれぞれの役割に応じて研修を実施していく上での参考として活用いただくことを想定している。

4. 電子的情報技術(eラーニングなど)の活用の可能性について

○ 事業者の職員は、利用者のために、常に自己研鑽・自己啓発に励み、自らの資質の向上に努めることが求められているが、個々の放課後児童クラブの状況から、人員配置等の関係でOFF-JTにはなかなか参加できない、OJTを実施したくても指導的立場の職員がいないなど、研修参加の環境が必ずしも整っていない所も見受けられるため、DVD等の活用も含めて、IT環境の整備状況に応じた活用方策の検討をまずは進めていくことが求められる。

○ 検討に当たっては、国や民間機関等の調査研究の中で行っていくことが想定されるが、例えば、認定資格研修や子育て支援員専門研修(放課後児童コース)等の研修科目の中で、eラーニングを導入するに当たっての意義や課題を整理し、試行的に通信教材の開発などを進めながら、効果的な実施方法等の検討を進めていくことが考えられる。

5. 子育て支援員専門研修(放課後児童コース)との関係について

○ 子育て支援員専門研修(放課後児童コース)(以下「専門研修」という。)を受講した場合には、基準第10条第2項に規定する補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)として従事することが想定されるが、専門研修は補助員として従事するに当たっての基礎的な知識等を得るための機会として位置づけられるため、受講しておくことが望ましい。

○ また、子育て支援員研修を受講せずに補助員となった者がいる場合、事業者は、専門研修を新任研修の一つとして位置づけて、活用することも考えられる。

○ なお、補助員が認定資格研修の受講資格を得るまでの間は、区市町村等が実施する初任者研修等に積極的に参加し、スキルアップのための知識及び技術の習得に努めるとともに、事業者も研修の機会を確保してフォローアップを行い、日々の実践を通じた疑問や悩みの解消や問題解決を支援していくことが求められる。

放課後児童クラブに従事する者の実施主体別研修体系の整理（案）

	国	都道府県	指定都市・中核市・区市町村	事業者
都道府県認定資格研修	<p>○都道府県が実施する認定資格研修に対して、研修科目・時間数や実施方法等を定めたガイドラインを発出するとともに、財政的支援(予算補助)を実施予定</p> <p>○都道府県が実施する認定資格研修の講師を対象とする研修の実施を今後検討</p>	<p>○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員の資格を得るための認定資格研修を実施</p>		
現任研修	<p>○放課後児童支援員等資質向上研修事業(仮)を実施する都道府県、指定都市、中核市及び区市町村に対して財政的支援(予算補助)を実施予定</p>	<p>○放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を区市町村と連携して実施(放課後児童支援員等資質向上研修事業(仮))</p>	<p>○放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施予定(放課後児童支援員等資質向上研修事業(仮))</p>	<p>●放課後児童支援員等に対して必要な知識及び技術の習得のための初任者研修(OJT)やOFF-JTを実施</p> <p>●放課後児童支援員等が自己研鑽のために自ら学ぶ意欲や実践、講習参加等を支援</p> <p>●都道府県、区市町村との連携</p>
子育て支援員研修	<p>○都道府県又は市町村が実施する子育て支援員の基本研修又は専門研修(放課後児童コース)に対して、研修科目・時間数や実施方法等を定めた実施要綱を発出するとともに、財政的支援(予算補助)を実施予定</p>	<p>○放課後児童クラブの補助員を目指す者が受講する子育て支援員の基本研修及び専門研修(放課後児童コース)を実施予定</p>	<p>○放課後児童クラブの補助員等を目指す者が受講する子育て支援員の基本研修等を都道府県からの委託等により実施予定</p>	<p>●専門研修(放課後児童コース)を受講せずに補助員となった者がいる場合、新任研修の一つとして位置づけ受講を支援</p>
		<p>※都道府県は、子ども・子育て支援事業支援計画に、放課後児童健全育成事業等に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めることになっている</p>	<p>※市町村は、子ども・子育て支援法第3条第1項において、放課後児童健全育成事業を総合的かつ計画的に行う責務を有すると規定されている</p>	<p>※事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第8条第2項において、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないと規定されている</p>

【参 考】

○子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)(抄)

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二、三 (略)

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一、二 (略)

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四、五 (略)

3、4、5、6 (略)